たばこ税の手持品課税申告等に関して事務代理人を選任する場合の手続

事務代理人を選任する場合の手続について

たばこ税の手持品課税の申告書の提出は、通常、納税義務者である製造たばこの販売業者等（小売販売業者、卸売販売業者、特定販売業者又は製造者）が行う必要がありますが、「たばこ税申告・申請等事務代理人届出書」を提出することで、代理人が申告書等の提出を行うことが可能となります。

① 事務代理人届出手続

代理人を選任しようとする方（製造たばこの販売業者等）は、営業所又は貯蔵場所を所轄する税務署に「たばこ税申告・申請等事務代理人届出書」を提出してください。

	原　　則	「たばこ税申告・申請等事務代理人届出書」を提出した場合
申告書等の提出者	製造たばこの販売業者等 （小売販売業者、卸売販売業者、特定販売業者又は製造者）	製造たばこの販売業者等に選任された代理人 （店長等）

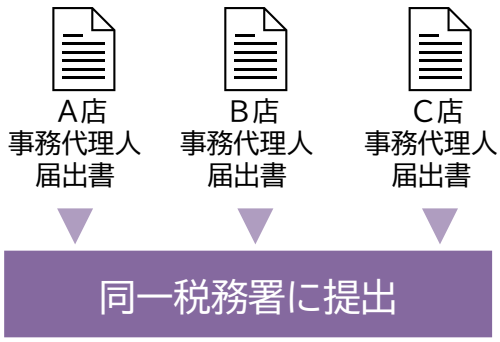
「たばこ税申告・申請等事務代理人届出書」は国税庁ホームページに掲載しています。
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/tabako/annai/23120176.htm

たばこ税申告・申請等事務代理人届出手続

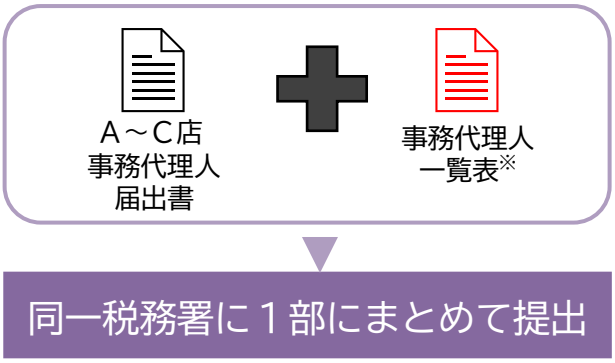
② 同一税務署管内に複数の製造たばこ販売店がある場合の事務代理人届出手続について

たばこ税の手持品課税申告に関して、事務代理人による提出を行う場合には、通常、事務代理人届出書を営業所（店舗）ごとに１部提出することを要しますが、同一税務署管内に複数の営業所（店舗）がある場合には、税務署単位で１部にまとめて提出しても差し支えありません。

《原則》



《同一税務署管内に複数の営業所（店舗）がある場合》



《税務署単位でまとめて提出する場合の留意点》

- ✓ 事務代理人届出書の「代理人」欄に斜線を引き、「事務代理人一覧表」を添付して提出してください。
- ✓ 「事務代理人一覧表」については、適宜の様式に「営業所名」、「営業所住所」、「代理人名」及び「代理人住所」を記載してください。

たばこ税の手持品課税申告等に関して事務代理人を選任する場合の手続（原則の提出方法）

事務代理人届出書の記載例

様式ID　NTA1VI X711010010　★

たばこ税申告・申請等事務代理人届出書

提出先	F01	麹町	税務署長			
届出者	個人番号又は法人番号	F02	●●●●●●●●●●●●●	令和９年３月●日提出		
	郵便番号	F05	●●● － ●●●●	電話番号	F07	●● － ●●●● － ●●●●
	住所	F06	千代田区霞が関３－●－●			
	フリガナ	F03	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ	フリガナ		●● ●●
	氏名又は名称	F04	株式会社　国税商事	代表者氏名		●● ●●
納税地	郵便番号	F39	●●● － ●●●●	電話番号	F41	●● － ●●●● － ●●●●
	所在地	F40	千代田区霞が関１－●－●			
	フリガナ	F37	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ　カスミガセキイッチョウメテン			
	名称	F38	株式会社　国税商事　霞が関１丁目店			

上記の納税地におけるたばこ税に関する次の手続については、これを次の者に代理させることとしたので、届出します。

代理人	（住所又は居所）（〒 ●●● － ●●●● ） ●●県●●市●●３－４－５ （電話番号 ●●● － ●●●● － ●●●● ） （氏名）（フリガナ）ショセイ　ハナコ 諸税　花子 （届出者との関係） 従業員（霞が関１丁目店長）
代理させる事項	たばこ税の手持品課税納税申告書の提出に関する事務
参考事項	

税務署整理欄	番号確認		身元確認		個人番号 その他（

注意　「代理させる事項」欄には、代理させる事務の範囲を具体的に記載してください。

ポイント

代理人は、提出する申告書等に代理人の役職名（又は職業）と氏名を記載しなければなりません。

様式ID　NTA1VI X083010010　★

たばこ税の手持品課税納税申告書

提出先	F01	麹町	税務署長	令和９年４月●日		
申告者	個人番号又は法人番号	F02	●●●●●●●●●●●●●	申告者の種別	小売業 □ ・ 卸売業 □	
	郵便番号	F05	●●● － ●●●●	電話番号	F07	●●● － ●●●● － ●●●●
	住所	F06	千代田区霞が関３－●－●			
	フリガナ	F03	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ	フリガナ		●● ●●
	氏名又は名称	F04	株式会社　国税商事	代表者氏名		●● ●●
	事務代理人		霞が関１丁目店　店長　諸税　花子	「事務代理人」欄は、事務代理人が申告書を提出する場合に記載し、別途「申告・申請等事務代理人届出書」を提出しておく必要があります。		
営業所又は事業所	郵便番号	F39	●●● － ●●●●	電話番号	F41	●●● － ●●●● － ●●●●
	所在地	F40	千代田区霞が関１－●－●			
	名称	F38	株式会社　国税商事　霞が関１丁目店			
	店舗名					

たばこ税の手持品課税申告等に関して事務代理人を選任する場合の手続（同一税務署に１部にまとめて提出する方法）

事務代理人届出書の記載例

様式ID　NTA1VI X711010010　★

たばこ税申告・申請等事務代理人届出書

提出先		F01	麹町	税務署長		
届出者	個人番号又は法人番号	F02	●●●●●●●●●●●●●		令和９年３月●日提出	
	郵便番号	F05	●●● ― ●●●●	電話番号	F07	●● ― ●●●● ― ●●●●
	住所	F06	千代田区霞が関３―●―●			
	フリガナ	F03	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ	フリガナ		●● ●●
	氏名又は名称	F04	株式会社　国税商事	代表者氏名		●● ●●
納税地	郵便番号	F39	●●● ― ●●●●	電話番号	F41	●● ― ●●●● ― ●●●●
	所在地	F40	千代田区霞が関１―●―●			
	フリガナ	F37	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ　カスミガセキイッチョウメテン			
	名称	F38	株式会社　国税商事　霞が関１丁目店			

上記の納税地におけるたばこ税に関する次の手続については、これを次の者に代理させることとしたので、届出します。

代理人	（住所又は居所）（〒　　―　　） （電話番号　　―　　―　　） （氏名）　（フリガナ） （届出者との関係）
代理させる事項	たばこ税の手持品課税納税申告書の提出に関する事務
参考事項	

税務署整理欄	番号確認		身元確認		個人番号カード・通知カード・運転免許証 その他（　　）

注意　「代理させる事項」欄には、代理させる事務の範囲を具体的に記載してください。

《事務代理人一覧表》

No,	営業所名（店舗名）	営業所住所	代理人名	代理人住所	備考
1	㈱国税商事　　●●店	東京都〇〇区・・・	●●　●●	埼玉県〇〇〇市・・・	
2	㈱国税商事　　■■店	東京都□□区・・・	■■　■■	埼玉県□□□市・・・	
3	㈱国税商事　　▲▲店	東京都△△区・・・	▲▲　▲▲	埼玉県△△△市・・・	
	営業所（店舗）名を記載	営業所（店舗）の所在地を記載	代理人名を記載	代理人の住所を記載	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
XX	㈱国税商事　　××店	東京都××区・・・	××　××	埼玉県×××市・・・	